

特別医療法人が行える収益業務について

1. 現状の制度

現在、特別医療法人が行うことができる収益業務は、日本標準産業分類に定めるもののうち、

農業、林業、漁業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、不動産業（「建物売買業、土地売買業」を除く）、飲食店・宿泊業、医療・福祉（病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第42条各号に掲げるものを除く）、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業

2. 考え方

産業分類	認めない場合の理由
農業	
林業	
漁業	
鉱業	設備産業であり、その性質上外部からの借入金に依存し、財務体質を悪化させる可能性がある。
建設業	設備産業であり、その性質上外部からの借入金に依存し、財務体質を悪化させる可能性がある。
製造業	
電気・ガス・熱供給・水道業	設備産業であり、その性質上外部からの借入金に依存し、財務体質を悪化させる可能性がある。
情報通信業	
運輸業	
卸売・小売業	
金融・保険業	金融・保険業は、資金の融通、保険料の払込・支払を反復継続して行うため、負債比率が必然的に大きくなり、財務体質を悪化させる可能性がある。
不動産業(建物売買業、土地売買業を除く)	建物売買業、土地売買業については、不動産を買い入れて販売するため、継続的に外部からの借入金が必要となうことから、財務体質を悪化させる可能性がある。
飲食店、宿泊業	
医療、福祉	
教育、学習支援業	
複合サービス事業	
サービス業	
公務	官公署の本来業務であり、医療法人が行うことができない。
分類不能の産業	日本標準産業分類において、具体的な内容が定められていない。

関係法令

医療法(昭和23年7月30日法律第205号)

第42条

2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するもの(以下「特別医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務を行うことができる。

- 一 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の2分の1を超えて含まれることがないことその他公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- 二 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は厚生労働省令で定める者に帰属させる旨を定めていること。

厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務(平成10年3月27日厚生省告示第108号)

(法第42条第2項に規定する厚生労働大臣が定める業務)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第42条第2項に規定する厚生労働大臣が定める業務は、次条各号に掲げる収益業務であって、次の要件に該当するものとする。

- 一 一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上業務と認められる程度のものであること。
- 二 医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものでないこと。
- 三 経営が投機的に行われるものでないこと。
- 四 当該業務を行うことにより、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「病院等」という。)の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。
- 五 当該医療法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法で経営されるものでないこと。

(収益業務の種類)

第2条 収益業務の種類は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に定めるもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- 一 農業
- 二 林業
- 三 漁業
- 四 製造業
- 五 情報通信業
- 六 運輸業
- 七 卸売・小売業
- 八 不動産業(「建物売買業、土地売買業」を除く。)
- 九 飲食店、宿泊業
- 十 医療、福祉(病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第42条各号に掲げるものを除く。)
- 十一 教育、学習支援業
- 十二 複合サービス事業
- 十三 サービス業

(収益業務の範囲)

第3条 前条各号に掲げる業務には、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものを含まないものとする。

収益業務の医療提供への影響

1．治療の効果を高める（配食サービス）

糖尿、胃潰瘍、貧血、高脂血症、痛風等、栄養・食事の管理が必要な外来患者に対し、適切な献立による配食サービス等を行うことにより、治療の効果が高まる。

- ・ 消化器科等の診療科では、食事療法や食事に関してノウハウがある。収益業務として認められることで、こうしたノウハウを商品・サービスとして提供することが可能。（特別医療法人以外の医療法人）
- ・ 将来、家庭への配食を行うことを目指している。（特別医療法人）

2．優れた管理手法の活用（出版）

医療提供の管理手法等の優れたマニュアル等を出版し、広く情報提供することは、多くの医療機関の医療の質の向上につながる。

- ・ 収益業務としては、出版や情報提供がいいのではないか。マニュアル等はいろいろと他の病院等からも要望がある。（特別医療法人以外の医療法人）

3．患者のQOLの向上（医療関連物品販売）

義肢・補聴器・尿取りパッド等の医療関連の物品販売に対しては患者からの希望が多い。往診時にこれらを販売することにより、療養中の患者のQOLが向上する。

- ・ 現場でも義肢・補聴器等の医療関連の物品販売に対しては、患者からの希望が多く、往診の時などに販売することは、患者サービスの向上につながる。（特別医療法人）
- ・ 例えば往診時に尿取りパッドが欲しい、いい歯ブラシが欲しいといった患者ニーズへの対応という側面が大きい。収益業務を行うことにより、幅広い患者ニーズに対応していける。（特別医療法人）

4．患者ごとの適切な治療計画（医療関連物品販売）

医療は、それぞれの患者ごとに疾病や症状、家族を含めた生活様式に合わせた治療の計画を立てる。医療関連の物品販売によって得た嗜好や購買履歴の情報に基づき、患者の生活様式等を把握し、患者にとって最適な治療計画をたてることができる。

- ・ 院内に法人直営の医療福祉ショップをオープンさせた。ここでは介護保険における福祉用具貸与事業所の役割も担っている。福祉用具のほかコンタクトレンズや万歩計などの医療用具、寝具、紙おむつ、健康関連の書籍、癒し系のCDなどを販売している。これら販売データは、医療側のオーダリングシステムの患者情報、介護側の管理システムなどとリンクし、当法人全施設をオンラインで結ぶコンピュータネットワーク内で共有できるものとした。（特別医療法人）